

第3章 財政

1 ごみ処理費用の推移(清掃施設に係る減価償却費、土地代等を除く。)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
年間処理費用(千円)	4,190,939	10,785,177	5,952,305	9,358,731	3,390,894
年間1t当たり(円)	26,652	71,105	40,143	65,594	25,752
年間1人当たり(円)	12,622	32,614	18,250	28,877	10,745
年間1世帯当たり(円)	29,343	74,878	42,058	65,723	23,317

※ 人口及び世帯数については、令和5年10月1日現在の数値(住民基本台帳人口)で算定。

(人口 315,575人 145,423世帯)

平成23年度以降は、東日本大震災の影響により、家庭・事業所から排出されたごみが増加したこと及び損壊建物解体撤去事業や両クリーンセンター長寿命化工事の実施により、処理費用が大幅に増加している。

令和元年度及び2年度は令和元年東日本台風、令和3年度及び4年度については2年連続で発生した福島県沖地震の影響により、処理費用が増加している。

2 手数料

(1) 一般廃棄物処分手数料(令和元年10月1日改定)

家庭廃棄物の処分手数料	焼却・破砕・埋立処分	10kgにつき	50円
事業系一般廃棄物の処分手数料	焼却・破砕・埋立処分	10kgにつき	100円
犬、猫等の死体の処分手数料		1件につき	1,030円

※ 徴収する処分手数料の額は、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物とも、上記に定めた額に100分の110(消費税額相当分)を乗じて得た額とし、犬、猫等の死体の処分手数料については、上記に定める額とする。

(2) 許可申請手数料

ア 一般廃棄物関係(令和6年4月1日現在)

一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1件につき	10,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料		1件につき	10,000円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		1件につき	10,000円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料		1件につき	10,000円
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業許可証の再交付申請手数料		1件につき	3,000円
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	130,000円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	110,000円
一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	120,000円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	100,000円
一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料		1件につき	33,000円
一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料		1件につき	20,000円
一般廃棄物処理施設の譲り受け又は借り受け許可申請手数料		1件につき	70,000円
一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料		1件につき	70,000円

第3章 財政

イ 浄化槽関係

浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 10,000円
浄化槽清掃業許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,000円

ウ 産業廃棄物関係

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料	1件につき 147,000円	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料	1件につき 134,000円	
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円	
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 73,000円	
産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円	
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 94,000円	
産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件につき 71,000円	
産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件につき 92,000円	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 74,000円	
特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円	
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 95,000円	
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件につき 72,000円	
特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件につき 95,000円	
産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 140,000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 120,000円
産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 130,000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 110,000円
産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円	
産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円	
産業廃棄物処理施設の譲り受け又は借り受け許可申請手数料	1件につき 70,000円	
産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料	1件につき 70,000円	

エ 自動車リサイクル関係

引取業登録申請手数料	1件につき 3,800円
引取業登録更新申請手数料	1件につき 3,400円
フロン類回収業登録申請手数料	1件につき 3,800円
フロン類回収業登録更新申請手数料	1件につき 3,400円
解体業許可申請手数料	1件につき 78,000円
解体業許可更新申請手数料	1件につき 70,000円
破砕業許可申請手数料	1件につき 84,000円
破砕業許可更新申請手数料	1件につき 77,000円
破砕業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき 67,000円